

議案第21号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正条例の概要について

1 概要

- ① 子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対応した給付制度として、乳児等のための支援給付が令和8年4月1日から実施される。それに伴い、市立保育所での利用料を定めるため一部改正を行う。
- ② 児童福祉法の改正に伴い、子ども・子育て支援法第43条第2項が同条第4項に改められることに伴い、同項の規定を引用している箇所について、所要の整理を行う。

2 条例改正の内容

- ① 乳児等通園支援事業の市立保育所での標準的な利用料を1時間あたり300円に定める。
- ② 子ども・子育て支援法を引用している第2条第8号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

3 改正に伴う影響

- ① 私立施設が乳児等通園支援事業を実施する際の利用料の基準となる。
- ② 影響なし。

4 施行日

令和8年4月1日。ただし、附則第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。